

2020年2月18日

急激な感染拡大防止に向けた今後の対応

(1) 検討事項

- ① 事業者や学校に対する、「時差通勤・時差通学」、「自転車通勤・通学」、テレワーク等の要請
- ② 集会、スポーツ大会等の自粛の要請
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業等の要請

《参考：2009年新型インフルエンザ発生時の対応》

I. 国（新型インフルエンザ対策本部）において、「基本的対処方針」「確認事項」などの方針を決定

・地域や職場における感染拡大を防止するため、患者や濃厚接触者が活動した地域等において、次の措置を講じる

（一部抜粋）

- ・事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- ・集会、スポーツ大会等については、一律の自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- ・学校（大学を除く。以下同じ。）・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校・保育施設等の臨時休業を要請する。

II. 国において、措置（対策）を講ずる地域等を指定

III. 府の対策本部会議で方針決定

(2) 今後の論点

① 国の動き

■ 菅官房長官会見（2/17 午後）

「イベントの開催については主催者が判断するものだが、昨日の専門家会議における議論では大規模な集会に対して自粛を求めるべきだという議論はなかったと承知している。」

② 府内の感染者の発生状況

■ 2月18日時点 1名

⇒ これらを踏まえて、対策本部会議において、具体的な方針を決定、